

長第03010001号  
令和 4年 3月 1日

一般社団法人和歌山県老人福祉施設協議会会長  
一般社団法人和歌山県老人保健施設協議会会長  
一般社団法人和歌山県地域密着型サービス事業所協議会会長  
一般社団法人和歌山県ホームヘルパー協会会長  
和歌山県訪問介護事業所協議会会長

} あて

和歌山県福祉保健部  
福祉保健政策局長寿社会課長  
(公印省略)

介護職員処遇改善支援補助金に係る事務手続きについて（通知）

平素より、県高齢者福祉行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
標記について、別添のとおり県所管介護サービス事業者及び市町村あて通知しましたのでお知らせします。

長寿社会課介護サービス指導室  
TEL 073-441-2527

長第03010001号  
令和4年3月1日

県所管介護サービス事業者 代表者 様

和歌山県福祉保健部  
福祉保健政策局長寿社会課長  
(公印省略)

介護職員処遇改善支援補助金に係る事務手続きについて（依頼）

先般、賃金改善開始報告書の提出を依頼した標記補助金について、国から正式な通知はまだ出ておりませんが、同補助金の計画書の提出期限が令和4年4月15日(金)となっているため、下記にご留意の上、準備を進めていただきますようお願いいたします。

記

#### 1. 賃金改善開始報告書の提出について

補助金の交付を受けようとする事業者は、令和4年2月分から介護職員等の賃金改善を行い、その旨の報告書を県に報告する必要があります。

詳しくはきのくに介護deネットに掲載している介護職員処遇改善支援補助金のページをご確認ください。

きのくに介護deネット → 注目情報 → 1. 介護職員処遇改善支援補助金

#### 2. 介護職員等のベースアップ等の実施について

就業規則等の改正が間に合わず、令和4年4月分からベースアップ等による賃金改善が実施できない場合は、この補助金の対象外となりますのでご注意ください。

#### 3. 計画書の作成準備について

補助金の申請を行う事業者は、**令和4年4月15日(金)までに都道府県あてに計画書を提出する必要があるため、きのくに介護deネット中「1.介護職員処遇改善支援補助金」のページ内「7.参考情報」に掲載している計画書(案)を参考に計画書作成の準備をお願いいたします。**

なお、今後発出される国の通知により、**各種様式等が変更になる可能性があること**を申し添えます（最終的に報告いただく様式については、あらためて県から通知します）。

#### 4. 補助金の最新情報について

**国から正式な通知が発出され次第、あらためて通知します。**

なお、きのくに介護deネットにおいても補助金の最新情報及びQ & Aを掲載しますので、随時ご確認ください。

長寿社会課介護サービス指導室  
TEL 073-441-2527